

第6章 計画の推進・評価

- 1 協働による計画の推進
- 2 地域福祉推進体制の整備

1 協働による計画の推進

住み慣れた地域で支え合い・助け合いの仕組みづくりを実現させるためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う多様な主体がお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要です。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、さらには地域行事やボランティア活動などの社会活動に積極的かつ主体的に参加することなどが求められています。

(2) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、市民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが期待されています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、市民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携し情報を共有しながら、地域における多様な生活課題に対する新たな生活支援サービスや福祉活動を開発・実践するなど、行政と協働して地域福祉の推進役を担うとともに、市民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが期待されています。

(4) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政は市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する社会福祉協議会やボランティア団体などと相互に連携・協力を図るとともに、市民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

2 地域福祉推進体制の整備

本計画は、地域福祉の推進に向けた基本的な理念や地域と行政の協働と役割分担の仕組み、そして地域と行政による重層的な支え合い、助け合いの仕組みづくりについて示しています。

今後も、具体的な施策・事業を進めていくには、本計画との連携により社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」において、身近な地域の状況や課題などを踏まえた具体的な取り組みが示され、公私協働によって地域福祉の機能充実が図られることとなります。

推進にあたっては、各年度において行政による施策や市民・関係団体の取り組みなど、計画の進捗状況の把握・点検を行い、必要に応じて見直しを行っていくものとします。また、その進捗状況の評価・点検を行う「計画策定委員会」を組織し、本計画に基づく地域福祉の取り組みを、効果的かつ継続的に推進していくよう努めます。

